

障害者自立支援協議会の取組みについて

第一回本会で、これまでの取組みを継続しつつ、主に次の三点について進展を図ることを確認した。

- ・各区障害者自立支援協議会の活動及び地域部会での共有・協議を通じた、地域課題解決に向けた的確な取組みの汎化
- ・障害児者が地域の中で孤立したり支援につながらない等の事態を生み出さないための、相談支援体制の質的・量的拡充
- ・これらを人材育成面から担保するための研修体系等の確立（資料2参照）

1 各区障害者自立支援協議会の活動及び地域部会での共有・協議を通じた、地域課題解決に向けた的確な取組みの汎化

<今年度の取組み状況>

① 高齢分野、民生委員等と連携した地域ケアシステムの整備について（区協議会と地域生活支援拠点との連携のあり方を含む）

8050問題、65歳時におけるサービス移行、民生委員児童委員との連携、また、災害時の対応など、高齢分野と共有した課題に基づいた協働支援が行われている。課題解決に向け、地域包括支援センター（以下、「包括」という）、障害者相談支援事業所の合同連絡会の開催、包括の圏域会議、地区民生委員児童委員協議会の情報交換会等への参加、または包括主催の研修会に講師として出席する等、地域を対象とした様々な活動が各区で展開されている。

上記の取組みから、主に以下の内容について確認した。

- ・災害時、緊急時の備えとして、平時から当事者、支援機関、地域住民が相互に関わることで、情報の共有化や連携強化に繋がり、地域全体の課題として捉える機会となった。
- ・地域で行われている様々な活動場面に外向くことで、より具体的に事業所の存在や役割を知ってもらうことになり、民生委員児童委員・福祉委員から個別ケースの相談を受ける機会が増えつつある。
- ・具体的なテーマ設定をすることで、課題解決に向けたプロセスや本人理解の視点、福祉分野以外も含めたネットワークにおける支援の必要性を共有した。
- ・「障害者支援」という分野や職種にこだわることなく、地域の中で起きていることに視点を向けその活動に参加していくことが垣根の無い支援に繋がる。

また、実践を踏まえ、次のような課題を確認した。

- ・他分野との連携から把握する世帯は、問題が複合的で、既に複雑化していることが多いため、更なる機関連携により世帯全体へのチームアプローチが求められる。

- ・各区障害者自立支援協議会の活動等への当事者参画の機会が増えたことにより、一定の障害理解が進み、認知度も高くなってきている。しかし、依然として地域で生活する当事者と接する機会は少なく、関わりへの不安や戸惑いの声が聞かれる等、更なる連携強化、普及啓発が求められる。
- ・これらシステムに基幹相談支援センター、地域生活支援拠点が加わることにより、従来の相談支援体制では適切な支援に繋がらないケースに対して、重層的な支援を届けていくことが求められる。

② 資源に関する情報集約と共有の仕組み作りについて

ワーキンググループを設け、次の観点から整理・検討を行った。

- ・余暇活動等及びそのニーズのように、多様で個別性の高いものを一元的に扱う際の、情報源や共有の範囲等の設定をどう整理するか。
- ・持続的・安定的な情報の集約（更新）と提供（一次マッチング）には、その内容や対象に応じたマネジメントを要するが、どういった機関がどのように担うのが適切か。

（インフォーマル資源にかかるワーキングスケジュール）

日程		内容
第1回	9月5日	『余暇活動等のインフォーマル資源に係るニーズの把握・整理・分析について』
第2回	10月31日	『情報源や共有の範囲等の設定について』
第3回	12月26日	『情報集約・提供の仕組み作りについて』

以下、それぞれの内容について確認した主な事項である。

- ・余暇活動等のインフォーマル資源に係るニーズの把握・整理・分析について
 - ・個別の余暇活動だけに焦点を当てるのではなく、それを含めた生活の場をどのようにしていくのが重要。情報が得られることで選択肢が増え、それによって生活の幅が広がり、生活がしやすくなっていく連動性とその視点が併せて必要。
 - ・インフォーマルな資源の性質上、周知すること、支援者が介入することにより当事者にとって重要な資源（1人で安心していることが出来た居場所等）を壊してしまう懸念があるため、情報の精査が必要。

・情報源や共有の範囲等の設定について

個別性が高いものについては、集約、または資源として発信するものには向かない。その経過や背景（どうして繋がるようになったのか等）を確認し、資源に繋がる1つの手立てとして蓄積し、それを共有していくことに意味を持つものとして整理していく。

・情報集約・提供の仕組み作りについて

高齢分野との連携を足がかりとして活動が広がり、なかでも包括には資源に関する情報が集約されている。そのような場所を知るという視点も重要であり、包括も障害分野との連携の必要性を感じていることから、それらは地域作りにも繋がる部分になる。

他分野との協働により、効果的な資源提供、資源開発に繋がった事例が確認されている。そうしたことから、協働支援における丁寧な繋ぎ方等がその人と資源を効果的に繋げていく役割（マッチング機能）を担い、また、それらは同時にマネジメント機能（資源の過剰提供、過不足が生じないような管理的視点）を有するものとして整理した。

<令和2年度の方針の方向性（案）>

・多機関協働による地域作りについて（資源に関する情報集約と共有の仕組み作りについてを含む）

- ・協働支援により得られた成果について、地域作りの一環として他分野等と取り組み状況や視点を共有する機会を確保する。
- ・共有により得られた成果を日々の相談支援において実践、検証し、地域ケアシステムの整備とともに共通化すべき事項等について整理、検討する。

・区障害者自立支援協議会と基幹相談支援センター事業、地域生活支援拠点との連携のあり方について

基幹相談支援センター事業、地域生活支援拠点との連携などにより、民生委員児童委員が把握しているようなケースへの支援が行き届くような、重層的な支援体制のあり方について協議する。

2 障害児者が地域の中で孤立したり支援につながらない等の事態を生み出さないための、相談支援体制の質的・量的拡充

(1) 地域生活支援拠点モデル事業の取り組み

今年度は、平成30年10月1日から開始したモデル事業について、引き続き「特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター」への業務委託により実施した。モデル事業の実施にあたっては、予防的な関わりの対象範囲を全区に拡大し、本格実施の運用に向け、事業のあり方について検討を行った。

<今年度の取り組み>

①緊急受入れに係る相談について

緊急受入れに係る相談は、平成31年4月から令和2年1月の10か月間で80件あり、うち34件について受入れを行った。緊急受入れ先は、すべて地域生活支援拠点であるひなた

ぼっこであり、当日に他の受入れ機関へ調整できたケースはなかった。緊急用居室は、全く利用がない日は18日あり、4室とも利用している日が27日あった（延利用日数641日）。

緊急用居室利用前後の居所については、利用前の居所は自宅、利用後の居所は自宅及び共同生活援助（グループ・ホーム）が多くみられた（「参考資料2」参照）。

②早急に受入れの必要はないが将来的に緊急受入れの可能性がある者への支援について

地域生活支援拠点モデル事業における緊急受入れでは、「他の受入れ機関に相談したが居所が確保できない場合」を優先している。また、緊急受入れの判断基準として、虐待の可能性の有無や相談時間帯（18時以降は他の受入れ機関での緊急受入れが難しい場合が多い）を考慮しており、柔軟かつ即応性がある対応を実践している。

一方で、「早急に受入れの必要はないが、今後、緊急受入れの可能性が想定される者」についての相談も増えているため、対象者への支援が途切れることがないように、地域生活支援拠点が、その後の経過も含めどの程度追跡し、支援の必要性について検討するかが課題となっている。

③緊急受入れ後の出口支援について

緊急受入れに係る対応では、地域生活支援拠点が昼夜を通じた生活状況をアセスメントできる強みを活かし、本人の生活課題や対応策について、支援者会議等で共有し、次の受入れ機関に引き継いでいる。また、新しい受入れ先に移る前に、利用者に対し寄り添い、移行に向けた動機づけを行っている。

緊急受入れ後の出口支援では、支援チームや受入れ機関との関係構築の機会となっている一方、支援チームや受入れ機関との引継ぎは口頭が主であるため、口頭では伝えきれない部分（地域生活支援拠点が受け入れていた際の利用者の生活全体のアセスメント）までの共有が難しいという課題がある。

④各区障害者自立支援協議会での取組み状況

今年度、地域生活支援拠点は、各区の障害者自立支援協議会に参加しており、関係機関と顔の見える関係づくり、緊急対応が想定されるケースの状況把握及び予防的視点でのコーディネートに取り組んでいる。

例えば、青葉区相談支援事業所等連絡会に継続的に参加していたところ、重点対象者ケースレビューにて把握していたケースについて緊急受入れの相談が発生したが、対象者について事前の把握がなされていたことから、迅速な受入れに繋がった事例がみられた。

一方、「事前登録及び予防的視点でのコーディネート」については、平成30年度のモデル区（青葉区）での取組みも併せて伝えつつ、暫定的に整理した「事前登録及び予防的関わり開始までの流れ」（図1）を用いて、各区障害者自立支援協議会の関係機関との共有を図ったが、本事業が登録制の制度（事業）として理解されるところがあった。

⑤緊急受入れ機関のネットワーク形成について

地域生活支援拠点は、市内短期入所事業所を含め、障害分野のみならず、様々な関係機関の情報を把握していることから、予防的視点でのコーディネートや、緊急受入れの相談の際には把握している広範な情報を提供している。

また、今年度から仙台市グループホーム連絡会にも加入しており、共同生活援助事業所との関係作りにも取り組む予定である。さらに、相談支援機関と連携し、共同生活援助事業所に引き継ぐ事例も徐々に積み重ねている。しかしながら、短期入所事業所については、地域生活支援拠点で緊急または体験利用で受け入れたケースについて、短期間のうちに他事業所へ引き継ぐといった運用には至っていない。

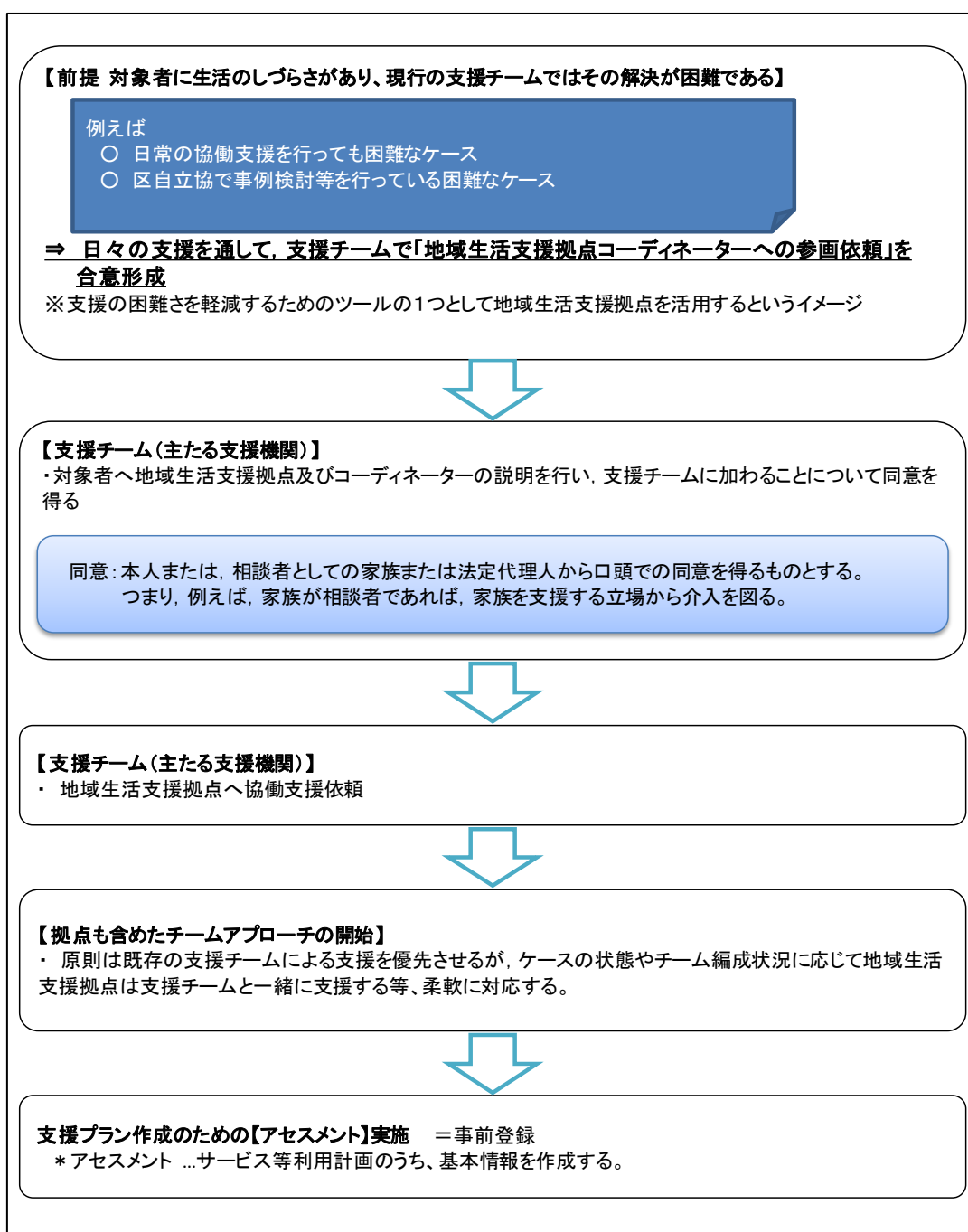


図1 地域生活支援拠点 事前登録及び予防的関わりの開始までの流れ

＜令和2年度の取組みの方向性（案）＞

今年度の取組状況から、例えば、一旦地域生活支援拠点で受け入れ、早期に地域の受入れ施設につなぐことを試行するなどしながら、システムのあり方を引き続き検討していく必要がある。

そのため、令和2年度は引き続きモデル事業を実施し、本格実施に向けて下記内容について取り組む。

① 予防的視点でのコーディネート

地域生活支援拠点の「予防的視点でのコーディネート」について、各区障害者自立支援協議会の関係機関等との共通理解が促進されるよう、「中長期的視点（予防的視点）に立った継続支援のコーディネート」（図2）へと見直し、改めて各関係機関との共通理解を図る。

② 地域生活支援拠点が目指す「予防的視点」の理解の促進について

今年度、想定していた相談支援機関向けの「地域生活支援拠点の事例検討会（報告会）」や、地域の受入れ機関を対象とした「地域生活支援拠点実践報告会」は、「予防的視点でのコーディネート」による協働支援の実績が少ないことから、令和2年度に実施することとする。

③ 各区障害者自立支援協議会や基幹相談支援センター事業との連携について

地域生活支援拠点の役割である「予防的視点でのコーディネート」について、各支援機関と共通認識や理解を深めるため、各区障害者自立支援協議会、特に「困難ケースを拾い上げる」機能を有する既存の会議体（ケースレビュー）の実情に合わせて、地域生活支援拠点が引き続き参加する。

またその際は、困難を抱えた障害者を支援する相談支援事業所に対する支援を主として行う基幹相談支援センター事業との連携のもと取り組むこととする。

④ 緊急受入れ機関のネットワーク形成に向けて

既存の受入れ事業所は、稼働状況や運営体制上、緊急事態の発生当日に新規の利用者を受け入れることは難しい状況にあるが、「利用者に関する詳細な情報」「利用者への動機づけ」があれば受入れが可能、さらには利用歴があれば緊急受入れを可能とする法人も多い。

一方、体験利用においては、一度定着すれば定期的に体験利用を行った事業所での利用を希望するという事例もモデル事業から確認されている。

以上の状況を踏まえ、今後は緊急受入れも念頭におきながら、まずは地域生活支援拠点以外の受入れ機関での体験利用を増やす取組みを行う。体験利用により受入れ機関では利用者の詳細な情報を把握でき、緊急受入れが必要となった場合に、体験利用した受入れ機関でスムーズな対応が可能となることを期待する。

そして、そのような流れを実現させるために、地域生活支援拠点が受入れ機関の体験利用の運用に係る実態・情報を集約しておき、地域生活支援拠点が受入れ機関への体験利用につなげる、あるいは相談支援機関等に情報提供することで、緊急受入れ機関の対応の幅が広がることにつながるよう取り組む。

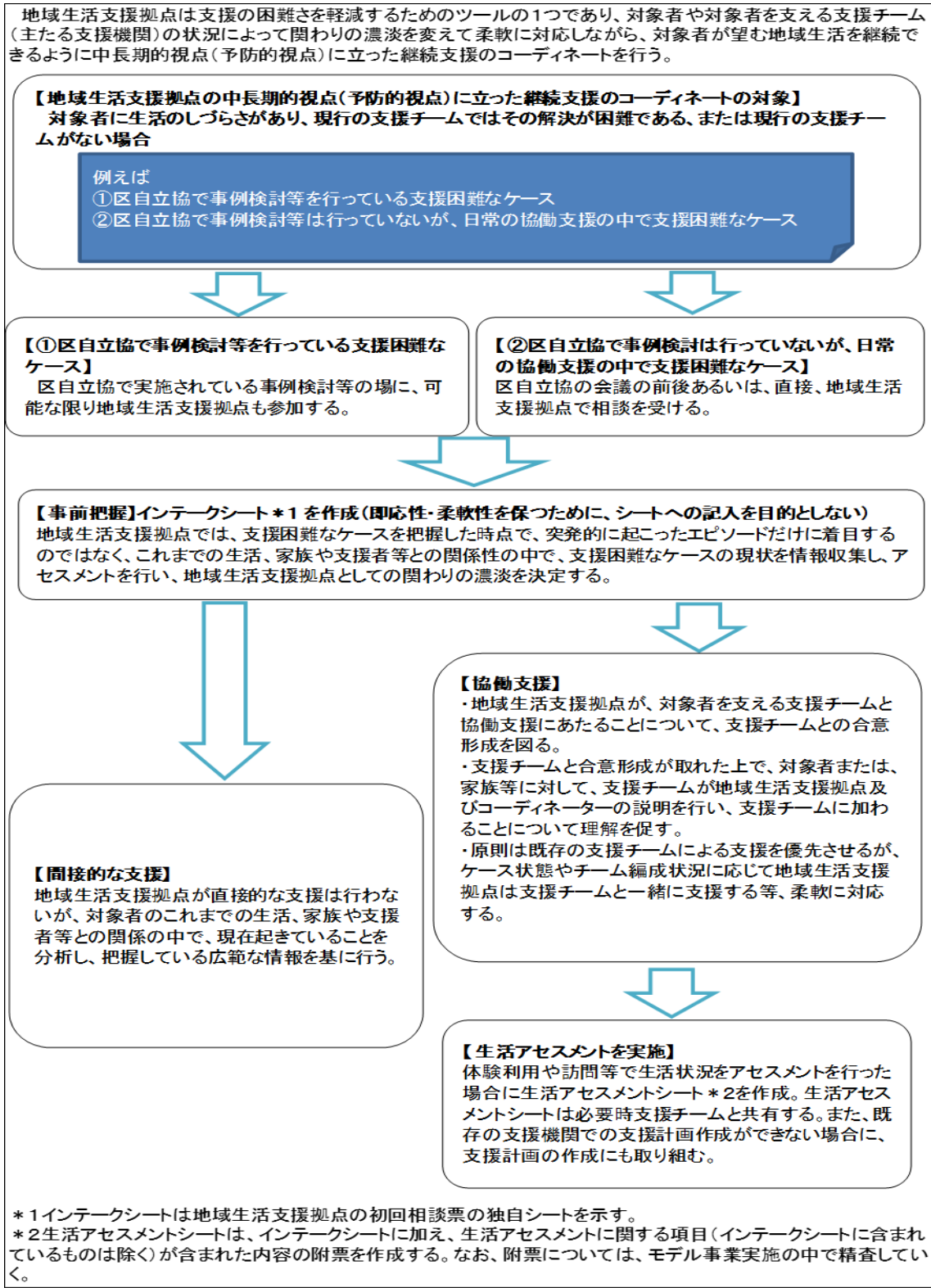


図2 地域生活支援拠点の中長期的視点（予防的視点）に立った継続支援のコーディネート（案）

(2) 障害者相談支援体制整備

<今年度の取組み>

報告書「今後の障害者相談支援体制のあり方について」で示された内容を引き続き企画・実施した。

① 障害者相談支援の流れの整理

・重点的に関わる対象者への支援がこぼれ落ちないようにするための仕組みづくり

今年度、障害者総合相談を実施する各区障害高齢課において組織改正がなされたこともあり、ケースレビューを実施する際に一係だけではない職員構成で実施するなど、体制見直しを実施した区があった。

また各区障害者自立支援協議会でケースレビュー等を実施している相談支援事業所等連絡会では、地域生活支援拠点モデル事業の全市展開との接合について検討する中でケースレビュー等の見直しを実施している区もある。その過程の中で、各区の実情に合わせた方針確認の視点や「障害者総合相談ケースレビュー実施にあたり、考慮すべき事項」を活用する動きがある。

・基幹相談支援センター事業の役割・機能の整理

参考資料 3 のとおり。

② 計画相談支援の拡充について

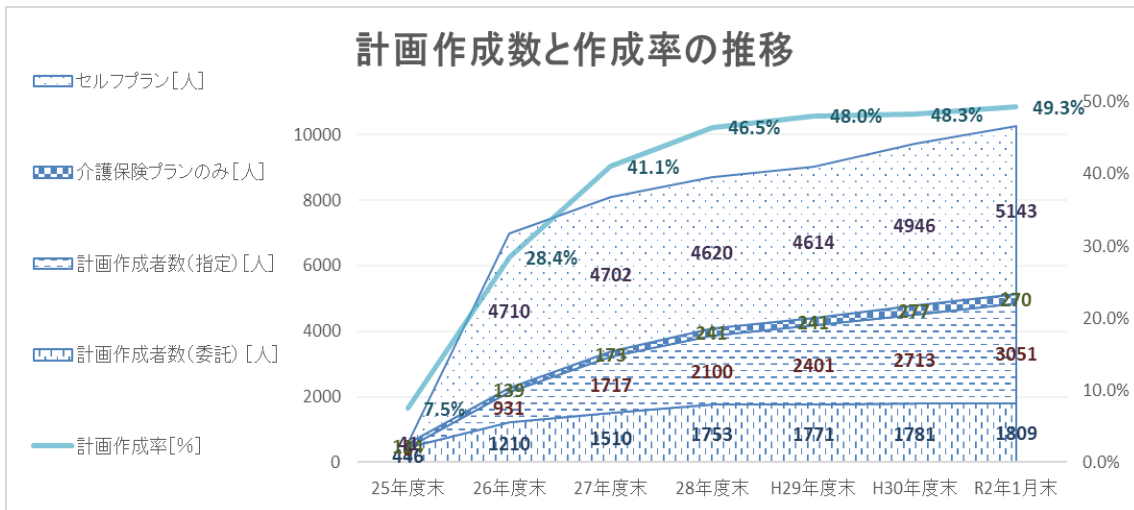
・指定相談支援事業の実施状況

	平成 29 年 度末	平成 30 年 度末	令和 2 年 1 月末
指定特定相談支援事業者数【事業所】	44	42	41
サービス等利用計画作成者数【人】	2,401	2,713	3,051
相談支援専門員数（常勤換算）【人】	46.66	52.68	59.55
相談支援専門員（常勤換算）1 名あたりの			
担当ケース数【人】	51.46	51.50	58.06
一月あたりの国保連請求数【件】	14.5	16.9	18.6

表 1 指定特定相談支援事業者（委託相談支援事業所を除く）の実績

平成 29 年度末から約 3 か年の状況と比較すると、指定特定相談支援事業所数は減少傾向であるが、常勤換算相談支援専門員数は増加している。また、複数の専従の相談支援専門員を配置した体制を評価する特定事業所加算を届け出ている事業者も 9 事業所となり、複数職員を配置する相談支援事業所は増加している。

委託を除く指定相談支援事業所の相談支援専門員一人あたりの担当ケース数、一月あたりの国保連請求数も伸びており、相談支援専門員一人あたりの支援件数は増えている。



計画作成者数は増えているが、その対象者も増加しているため、計画作成率は横ばいである(49.3%)。

・相談支援専門員数の増加に向けた取組み（法人への個別訪問）

今年度は、すでに訪問看護事業や介護保険事業を運営し障害児者への支援実績がある法人を個別訪問し、指定相談支援事業所の新設の検討を依頼した。

訪問した法人	<p>12 か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児者を支援する訪問看護事業を運営する法人 5 か所 ・ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の介護保険事業を中心として運営する法人 7 か所
訪問結果 (R2.1 月末現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度中に開設できるよう準備中 2 か所 ・ 時期未定だが将来的に開設予定 1 か所 ・ 事業の実施について今後検討する 6 か所 ・ 事業実施は困難 3 か所

【主な意見】

- ・ 訪問看護事業所では、障害児者への支援を総合的にコーディネートすることが多いが、計画相談支援を実施できる人員の余裕がない。また、医療的ケア児者に対し支援実績が豊富な相談支援事業所とネットワークが一定数できており、相談支援事業所が見つからずに苦慮することは少ない。
- ・ 介護保険事業を運営する法人では、地域包括支援センターよりも居宅介護支援事業所に指定相談支援事業を併設する方が、人員基準や設備基準などから検討しやすい。ただし、介護支援専門員と相談支援専門員の兼務では、特定事業所加算（介護保険）などの専従要件や常勤換算数に余裕がないため相談支援専門員との兼務は難しい。
- ・ 相談支援専門員の要件である障害者相談支援従事者養成初任者研修（7日間）の受講負担が大きい。

・指定特定相談支援事業者の育成・支援の取組み

・計画相談支援の運用等に係る説明会

日 時	令和元年5月30日（木）15時半～17時
場 所	青葉区役所 9階 第1・2会議室
参加者数	48人（38事業所）
内 容	<p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設加算や提出書類，相談の流れなどの基本事項 ・市内既設事業所の業務の効率化・平準化に向けた取り組み ・乳幼児期，学齢期の相談支援で大切にしたいこと など <p>（実践報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定相談支援事業所同士のピアサポート活動及び意義について

・計画相談支援実務研修会

第1回	<p>令和元年8月9日（金）14時～17時（仙台市役所本庁舎）</p> <p>「障害者ケアマネジメントの基本を押さえたサービス等利用計画の作成方法」</p> <p><講師> 指定特定相談支援事業所マリアージュ仙台 所長兼主任相談支援専門員 五十風克徳氏</p> <p><参加者> 20人（16事業所）</p>
第2回	<p>令和元年10月10日（木）14時半～17時（仙台市役所上杉分庁舎）</p> <p>「事業運営を安定させるための適切な報酬算定について」</p> <p><講師></p> <p>①障害者相談支援事業所向日葵ライフサポートセンター 所長 片寄篤志氏</p> <p>②指定特定相談支援事業所おもいやライフ 法人代表 李暁冬氏</p> <p><参加者> 36人（28事業所）</p>
第3回	<p>令和2年2月10日（月）13時半～17時（青葉区役所）</p> <p>「サービス担当者会議の開催方法及び個別支援計画と連動したチーム支援について」</p> <p><講師></p> <p>①指定特定相談支援事業所ふれんず愛 相談支援専門員 千田麻美氏</p> <p>②指定特定相談支援事業所マリアージュ仙台 所長兼主任相談支援専門員 五十風克徳氏</p> <p><参加者> 18人（15事業所）</p>

・優先すべき対象者像の整理

計画相談支援の導入を優先すべき対象者像について，各区障害高齢課・総合支所保健福祉課等における受付状況を調査した上で，整理・検討することとしていたが，本年度は各区の運用状況を確認するに留まった。

<令和2年度の取組みの方向性（案）>

令和2年度は、今年度の取組みの方向性を継続し、さらに進展させるとともに、未了となっている事項を改めて実施することとする。

① 障害者相談支援の流れの整理

・重点的に関わる対象者への支援がこぼれ落ちないようにするための仕組みづくり

「障害者総合相談ケースレビュー実施にあたり、考慮すべき事項」や、これに相当する確認の視点等について引き続き各区・総合支所等での運用状況や課題を確認しながら、支援経過の管理等に活用できるよう集約・整理する。

また、これらの考え方にに基づき、組織を超えたケースレビューが行えるよう、共通理解の形成を図る。

・基幹相談支援センター事業の開始

相談支援事業所等の支援者への支援、研修の企画実施、多機関協働の促進等の業務を開始する。そこで把握される現状や課題から、今後の運用等について探る。

② 計画相談支援の拡充について

基幹相談支援センター事業と連動させながら、主に以下の三点に取り組む。

数値目標としては、今年度比で相談支援専門員（常勤換算）を10人増、常勤換算相談支援専門員1人あたりの国保連請求件数を17件/月とする。

・相談支援専門員数の増加に向けた取組み

- ・居宅介護支援事業を運営する法人や、障害福祉サービスを運営しているが指定相談支援事業を実施していない法人を訪問し、新規指定の検討に資する説明等を行う。
- ・既存の指定相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員の検討に資する説明等を行う。

・指定相談支援事業者の育成・支援

- ・計画相談支援実務研修会を継続し、事務効率化や、支援の質の向上を図るとともに、相談支援専門員同士の情報交換の場を設定していく。
- ・新設して間もない（2年以内）の指定相談支援事業所を訪問し、運営の状況を把握するとともに、安定した事業運営等に向けて支援する。
- ・なお、区障害者自立支援協議会や基幹相談支援センター事業、障害者ケアマネジメント従事者養成研修の取組みを連動させ、指定相談支援事業者を含む障害福祉にかかわる人材の育成・支援を実施することとしている。

・優先すべき対象者像の整理

- ・各区障害高齢課・総合支所保健福祉課等における受付状況を改めて調査し、考え方を再整理する。